

安全データシート

1 製品及び会社情報

商品名: プリントクリーナー R
主用途として印刷インキ洗浄等
会社名: 株式会社ナカタニ
住所: 〒101-0021
東京都千代田区外神田二丁目15番5号
緊急連絡先: 油剤課 Tel.03-3833-2501
担当部門: 油剤部 油剤課
電話番号: 03-3833-2501
FAX 番号: 03-3833-2530
メールアドレス: ito-j@nakatani-grp.co.jp
受付日時: 月曜日～金曜日 9:00～17:00
整理番号: 090010
作成年月日: 2016年6月1日

2 危険有害性の要約

特有の危険有害性:

この商品は、記載の法令に該当しますので、該当する法令の内容を確認し取扱ってください。

危険物第4類 第2石油類 (消防法 危険物)

急性毒性物質 (労働安全衛生法 有機溶剤中毒予防規則 第3種有機溶剤)

引火性物質 (労働安全衛生法 施行令 危険物 引火性の物)

GHS分類:

引火性液体:	区分3
急性毒性(経皮):	区分外
急性毒性(経口):	区分外
皮膚腐食/刺激性:	区分外
眼損傷/刺激性:	区分外
特定標的臓器/全身毒性(単回暴露):	区分外
特定標的臓器/全身毒性(反復暴露):	区分外
吸引性呼吸器有害性:	区分1
水生環境有害性(急性):	区分外
水生環境有害性(慢性):	区分外

GHSラベル要素:

シンボル:



注意喚起語:
危険有害性情報:

危険
引火性液体及び蒸気
飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ

注意書き:

「予防策」

熱源・着火源から遠ざけること。
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器、火花の出ない工具を使用すること。
容器を接地すること。
火花を発生しない工具を使用すること。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。
取り扱い後はよく手を洗うこと。
この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
保護手袋、保護眼鏡、保護面、保護衣を着用すること。

「対応」

- ・ 火災の場合: 消火に有効な消火剤を使用すること。
- ・ 皮膚(又は髪)に付着した場合: 直ちに汚染された衣服を脱ぎ、皮膚を大量の水と石鹸で洗うこと。
- ・ 飲み込んだ場合: 直ちに医師に連絡すること。無理に吐かせないこと。

「保管」

- ・ 涼しい所／換気の良い場所で保管すること。
- ・ 施錠して保管すること。
- ・ 容器を密閉しておくこと。

「廃棄」

- ・ 内容物や容器を、産業廃棄物処理業者に委託して適切に廃棄すること。

3 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別:	単一製品
成分及び含有量:	石油系炭化水素(100質量%)
別名:	Petroleum hydrocarbons
化学特性(化学式):	特定できない
官報公示整理番号(化審法・安衛法):	企業秘密なので記載できない
CAS No.:	企業秘密なので記載できない
危険有害成分	
化学物質管理促進法:	非該当
労働安全衛生法:	ミネラルスピリット(第57条の2 通知対象物)(100質量%)
毒物劇物取締法:	非該当

4 応急措置

皮膚(または髪)に付着した場合:	・ 直ちに汚染された衣服を脱ぎ、皮膚を大量の水と石鹸水で洗う。 汚染された衣服を再使用する場合には洗濯する。
眼に入った場合:	・ 清浄な水で数分間注意深く洗う。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外す。その後も洗浄を続け、最低15分間洗浄した後、医師の手当てを受ける。
吸入した場合:	1. 新鮮な空気のある場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。 体を毛布等でおい、保温して安静を保ち、直ちに医師の手当てを受ける。 2. 呼吸が止まっている場合及び呼吸が弱い場合は、衣類をゆるめ、呼吸気道を確保した上で人工呼吸を行う。
飲み込んだ場合:	・ 無理に吐かせないで、医師の手当てを受ける。口の中が汚染されている場合は、水で十分洗う。
最も重要な徴候及び症状:	・ 誤飲した場合、胃の粘膜を刺激し、吐くことがある。嘔吐中に、飲み込んだ本品が肺に吸入されると、化学性肺炎を起こし、致命的となることがある。
応急措置をする者の保護:	・ 現在のところ有用な情報なし。

5 火災時の措置

消火剤:	1. 霧状の強化液、粉末、炭酸ガス、泡が有効である。 2. 初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。 3. 大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。
使ってはならない消火剤:	・ 棒状水の使用は、火災を拡大し危険な場合がある。
火災時の特定危険有害性:	1. 高温の金属表面等に接触したり、燃料管から漏洩した場合、発生した蒸気によって燃焼や爆発が起きる可能性がある。 2. 燃焼の際は、一酸化炭素、亜硫酸ガス等が生成される。
特定の消火方法:	1. 火元への燃焼源を断つ。 2. 周囲の設備等に散水して冷却する。 3. 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
消火を行う者の保護:	・ 消火作業の際は、風上から行い必ず保護具を着用し、皮膚への接触が想定される場合は、不浸透性の保護具及び手袋を着用する。

6 漏出時の措置

人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置:	・ 消火用器材を準備する。作業の際には消火用保護具を着用する。
環境に対する注意事項:	
1. 下水道・河川等に流出し、二次災害・環境汚染を起こさないよう注意する。	
2. 海上の場合、展張船によるオイルフェンスの展張は危険防止のため蒸気の及ばない範囲で行う。 止むを得ず危険範囲に近づく場合は蒸気の拡散状況を把握し(風向、風速、ガス濃度等)安全を確認する。	
封じ込め及び浄化の方法・機材:	
1. 蒸発しやすいので、速やかに全ての着火源を取り除き、漏洩箇所の漏れを止める。	

2. 危険地域より人を退避させる。危険地域の周辺には、ロープを張り、人の立入りを禁止する。
3. 少量の場合は、土、砂、おがくず、ウエス等に吸収させ回収する。
4. 大量の場合は、盛り土で困って流出を止めた後、液面を泡で覆い容器等に回収する。

二次災害の防止策:

1. 漏洩時は事故の未然防止及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。
2. 付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。

7 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策:

1. 指定数量以上の量を取扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。
2. 熱、火花、炎、高温体等との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させないこと。禁煙。
3. 皮膚に触れたり、眼に入る可能性のある場合は保護具を着用する。
4. 静電気対策を行い、眼に入る可能性のある場合は保護具を着用する。
5. 危険物が残存している機械設備などを修理、または加工する場合は、安全な場所において危険物を完全に除去してから行う。
6. 容器から取り出すときはポンプなどを使用すること、細管を用いて口で吸い上げてはならない。飲まない。
7. ミストが発生する場合は、呼吸器具等を使用してミストを吸入しない。容器は必ず密閉する。

局所排気・全体換気:

1. 室内で取扱いを行う場合は、十分な換気を行う。
2. 換気装置をつける場合は、防爆タイプを用いる。

注意事項:

- ・製品から発生した蒸気は空気より重いので滞留しやすい。そのため換気及び火気などへの注意が必要である。

安全取り扱い事項:

- ・ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触並びに同一場所での保管を避ける。

保管

適切な保管条件:

1. 直射日光を避け、涼しく換気の良い場所に保管すること。
2. 容器を密閉し、保管場所に施錠すること。
3. 危険物の表示をして保管する。
4. 熱、スパーク、火炎並びに静電気蓄積を避ける。
5. 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。
6. ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管する。

容器包装材料:

- ・容器に圧力をかけない。圧力をかけると破裂することがある。

8 暴露防止及び保護措置

設備対策:

1. ミストが発生する場合は発生源の密閉化、又は排気装置を設ける。
2. 取扱い場所の近くに、目の洗浄及び身体洗浄のための設備を設置する。

許容濃度 管理濃度:

許容濃度:

- ・規定なし(作業環境評価基準:労働省告示第26号、平成7年3月27日)
- 1. 日本産業衛生学会 現在のところ有用な情報なし。
- 2. ACGIH 時間加重平均(TWA)値 100ppm(ミネラルスピリット)

保護具

呼吸器の保護具:

- ・通常必要でないが、必要に応じて防毒マスク(有機ガス用)を着用する。

手の保護具:

- ・長期又は繰り返し接触する場合は耐油性のものを着用する。

眼の保護具:

- ・飛沫が飛ぶ場合には普通型眼鏡を着用する。

皮膚及び身体の保護具:

- ・長期間にわたり取扱う場合または濡れる場合には耐油性の長袖作業着等を着用する。

適切な衛生対策:

- ・濡れた衣服は脱ぎ、完全に洗浄してから再使用する。

9 物理的及び化学的性質

形状:	液体
色:	無色透明
臭い:	僅かな臭気
沸点:	160~195(°C)
融点・凝固点:	流動点 データなし
自然発火温度:	238°C
引火点:	42°C
燃焼の範囲または爆発範囲:	爆発限界 推定値 1-7(%)
蒸気密度:	データなし
密度:	0.77g/cm ³ (15°C)
溶解性:	水に対する溶解性:不溶

n-オクタノール/水分配係数 データなし
 分解温度: データなし

10 安定性及び反応性

安定性: ・ 常温で暗所に貯蔵・保管された場合、安定である。
 危険有害反応可能性: ・ 強酸化剤との接触を避ける。
 避けるべき条件: ・ 混触危険物質との接触。
 混触危険物質: ・ ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触しないよう注意する。
 危険有害な分解生成物: ・ 燃焼の際は煙、一酸化炭素、亜硫酸ガス等が生成される。

11 有害性情報

急性毒性(経口):
 1. ラットLD50 5000mg/kg以上(基油)
 2. 混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。
 急性毒性(経皮):
 1. ウサギLD50 3160mg/kg以上(基油)
 2. 混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。
 急性毒性(吸入):
 1. LC50吸入(蒸気) 5000mg/m³以上(8時間)(基油)
 2. 混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。
 皮膚腐食性/刺激性:
 1. 基油についての、ウサギによる複数の皮膚刺激試験において、皮膚刺激性に区分する結果は得られていない。
 2. 混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。
 眼に対する重篤な損傷性/刺激性:
 1. 基油についての、ウサギによる複数の眼刺激試験において、眼刺激性に区分する結果は得られていない。
 2. 混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。
 呼吸器感作性:
 1. 基油についての有用な情報なし。
 2. 混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。
 皮膚感作性:
 1. 基油について、モルモットを用いた皮膚感作性試験で感作性は認められていない。
 2. 混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。
 生殖細胞変異原性(変異原性):
 1. 基油について広範囲な変異原性試験(in vivo及びin vitro)が実施されているが、大部分の結果から変異原性を示す結果は得られておらず、生殖細胞変異原性なしと判断する。
 2. 混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。
 発がん性:
 1. 基油についての各種動物への皮膚暴露試験から得られた知見により発がん性はなしと判断されている。
 2. 混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。
 生殖毒性:
 1. 基油について、類似物質における複数の発育毒性及び生殖毒性試験において、発育毒性及び生殖毒性を示す結果は得られなかった。
 2. 混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。
 特定標的臓器/全身毒性-単回暴露:
 1. 基油について、有用な情報なし。
 2. 混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。
 特定標的臓器/全身毒性-反復暴露:
 1. 基油について、90日間ラットへの経口投与試験でNOAEL 5000mg/kg/day以上(nominal)。
 2. 混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。
 吸引力呼吸器有害性:
 1. 40°Cの動粘性率が20.5mm²/s以下の炭化水素でありヒトの摂取により肺への吸引を起こし、その結果油性肺炎または化学性肺炎をもたらすと報告がある。
 2. 混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。

12 環境影響情報

生態毒性

急性毒性:	魚類(ニジマス 96時間) LL50 1000mg/L以上(基油) 甲殻類(オオシニコ 48日間) LL50 1000mg/L以上(基油) 藻類(セネストルム 72時間) EL50 1000mg/L以上(基油) 微生物(テラヒナメ 48時間) EL50 0.95mg/L(基油) 基油は難水溶性のため、上記試験においては調整されたWAF (水適応性画分)を試料として使用している。 上記試験結果から基油について水生環境急性有害性なしと判断する。
慢性毒性:	魚類(ニジマス 28時間) NOELR 0.131mg/L(基油) 甲殻類(オオシニコ 21日間) NOELR 0.23mg/L(基油) 基油は難水溶性のため、上記試験においては調整されたWAF (水適応性画分)を試料として使用している。 上記試験結果から基油について水生環境急性有害性なしと判断する。
残留性/分解性:	基油について、生分解試験結果は80%(28日間)であることから、易生分解性と判断する。
土壌中の移動性:	基油について有用な情報なし
他の有害影響:	微生物(テラヒナメ 48時間) EL50 0.95mg/L(基油)

13 廃棄上の注意

1. 事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、又は都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
2. 投棄禁止。
3. 埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃えがらについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定められた基準以下であることを確認しなければならない。
4. 燃焼する場合は、安全な場所で、かつ、燃焼または爆発によって他に危害または損害を及ぼす恐れのない方法で行うと共に、見張り人をつける。
5. 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処理をすること。
6. 空容器を破棄する場合、内容物を完全に除去した後に処分する。

14 輸送上の注意

- 国内規制:
- ・ 下記、輸送に関する国内法規制に該当するので、各法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。
 - 陸上 1. 消防法 危険物第4類第2石油類 非水溶性 危険等級Ⅲ
 - 2. 労働安全衛生法 危険物(引火性の物)
 - 海上・船舶安全法 告示別表第1 引火性液体類
 - 航空・航空法 告示別表第1 引火性液体

輸送の特定の安全対策及び条件:

1. 容器が著しく摩擦または動揺を起こさないように運搬する。
2. 指定数量以上を車両で運搬する場合は、総務省令で定めるところにより、当該車両に標識を掲げ、消火設備を備える。
3. 陸上輸送の場合、運搬時の積み重ね高さは3m以下とする。
4. 第1類及び第6類の危険物及び高圧ガスを混載しない。

15 適用法令

消防法:	危険物・第4類引火性液体・第2石油類 非水溶性液体、危険等級Ⅲ危険物
労働安全衛生法:	第3種有機溶剤等、表示対象物、通知対象物、危険物・引火性の物
船舶安全法:	引火性液体類
航空法:	引火性液体
海洋汚染防止法	油分排出規制
化学物質管理促進法(PRTR法)	非該当
下水道法	鉱油類排出規制
水質汚濁防止法	油分排出規制
廃掃法	特別管理産業廃棄物

16 その他の情報

参考資料:

- 許容濃度等の勧告(2010)日本産業衛生学会 産業衛生学会誌
- 米国産業衛生専門家会議(ACGIH)“TLVs and BELs 2010”(2010)
- International Uniform Chemical Information Database(IUCLID)(2000)
- ECHA(European Chemicals Agency),website“ECHA CHEM”,Information on Registered Substances(2011).

IARC supp1.7(1987)
IARC Monographs Programme on the Evaluation of Carcinogenic Risk to Humans (2006)
EC理事会指令「67/548/EEC」の付属書I「危険な物質リスト」
WHO/IPCS:「環境保護クライテリア(EHC)」(1982)
WHO/IPCS:「ICSCカード(International Chemical Safety Cards)」(2001)
安全衛生情報センター「GHS対応モデルラベル・モデルMSDS情報」
独立行政法人 製品評価技術基盤機構(nite)「GHS関連情報」
日本規格協会(JIS) JIS Z 7253:2012「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル、
作業中内化学物質等安全データシート(MSDS)」
Toxicological Profile for Automotive Gasoline (ATSDR,1995)
PATTY, 5th (2001)
Hazardous Substances Data Bank, GASOLINE (2004)

商品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として取扱う事業者
に提供されるものです。

取扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要
であることを理解した上で、活用されるようお願いいたします。